

2 就業先又は創業等の情報

(共通事項)

就業又は創業日	<input checked="" type="checkbox"/> を入れ日付を記入してください。 (<input type="checkbox"/> 就業日 <input type="checkbox"/> 創業日) 年 月 日	
転入後の就業先 又は創業先	所在地	
	名称	

(東京圏から東京 23 区内への通勤をしていた方のみ)

転入前の就業先 (転入する直前の 10年間の状況)	所在地	
	名称	
	所在地	
	名称	
	所在地	
	名称	

(通学期間を移住元としての対象期間に含める方のみ)

大学等の通学先	所在地	
	学校名	
	所在地	
	学校名	

3 各種確認事項 ※ご確認の上、申請者本人がをご記入ください

<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。
<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について了承する。
<input type="checkbox"/>	申請日から5年以上継続して、周南市に居住し、かつ、就業又は創業する意思について誓約する。
<input type="checkbox"/>	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用又は創業である。
<input type="checkbox"/>	補助申請者及び申請書に記載された世帯の構成員全てに、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない。

<input type="checkbox"/>	日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している。
<input type="checkbox"/>	申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
<input type="checkbox"/>	（就業（一般のみ））マッチングサイトに掲載された求人による就業である。
<input type="checkbox"/>	（就業（専門人材のみ））山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用した就業である。
<input type="checkbox"/>	（就業（専門人材のみ））目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。
<input type="checkbox"/>	本申請に対して、市が、住民登録、市税等収納状況、暴力団との関係等、申請事項確認のため必要な個人情報を取得すること及び交付後に5年以上定住することに関して必要な調査をすることへの同意する。

※ 各種確認事項にを入れない事項がある場合は、移住支援金の支給対象になりません。

【添付書類】

- (1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (2) 就業証明書（別記様式第2号）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (4) 住民票の写し（除票）等、本申請に記載された全員が移住元で同一世帯であったことが分かる書類【単身世帯は不要】
- (5) 市税の滞納が無いことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (6) 離職証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区外の東京圏から東京23区内に通勤していた者に限る。）
- (7) 卒業証明書等、通学期間及び卒業校を確認できる書類（大学等の通学した期間を移住元としての対象期間に含める者に限る）
- (8) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

□移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「周南市東京圏等在住者移住支援金事業」、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」（以下、「移住支援事業」という。）に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業の要綱及び各実施要領に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請のあった日から3年未満に周南市以外の市区町村に転出した場合：全額（就業（一般・専門人材の場合のみ））
 - (3) 支援金の申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額（創業の場合のみ）
 - (4) 創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 支援金の申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額

□移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、山口県及び周南市が定める個人情報保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。